資料6

新指定ごみ袋制度 等について











-**Ø**:







9 産業と技術革新の 基盤をつくろう

3 すべての人に 健康と福祉を











Q





新指定ごみ袋制度について 1/2

(1) 新指定ごみ袋について

種類 サイズ	・焼却ごみ袋は45L・30L・15Lの3種類のごみ袋を設けます。 ・プラスチックとペットボトルのごみ袋は、資源ごみ袋として統合し、これまで どおり60Lの袋とします。
手数料 (価格)	・販売単位を10枚とし、焼却ごみ袋は、1枚目から有料購入する制度へ変更し、45L袋10枚で150円、30L袋10枚で100円、15L袋10枚で50円のごみ処理費用を含めずに実費相当とします。 ・資源ごみ袋は、ごみ袋引換券による年間40枚まで無料配付を継続し、無料分を超過した場合は、60L袋10枚で150円とします。
形状	・現在の袋の形状と同様に、焼却ごみ袋は取っ手付きとし、資源ごみ袋は平袋と します。
色	・新旧のごみ袋の利用状況が確認できるよう、焼却ごみ袋は乳白色半透明に 橙色系統の印字、資源ごみ袋は無色透明に紫色系統の印字へ変更します。
旧ごみ袋の 取扱	・令和5年10月以降も、引き続き、旧のごみ袋を継続して使用可能とします。

新指定ごみ袋制度について 2/2

(2) 紙おむつについて

【県内他市の状況】

- ◎取組事例 3市
 - ・長浜市、米原市 紙おむつ専用袋の交付
 - ・守山市 紙おむつ専用エフの交付(市販袋の購入は各個人負担)



◎1枚目から指定袋の有料購入 他9市

子育て世帯への負担軽減や福祉施策にかかる他市との比較などを踏まえ、負担の公平化を目的に、他のごみと同様に袋に入れて排出いただくものについては、指定ごみ袋を購入いただくこととします。 なお、経済的負担の軽減のために、ごみ袋の価格には処理費用を含めず、袋代実費相当とします。

(3) 剪定枝について

規定のサイズにし、袋に入れず、紐でくくって、集積所に排出いただく場合、これまでどおり収集します。

新指定ごみ袋制度 新旧対照表

草津市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

令和5年10月1日施行

亲	折		IΒ
別表		別表	
区分 手数料		区分	手数料
焼却ごみ類 プラスチック製容器類 ペットボトル類	市指定焼却ごみ類ごみ袋10 袋分につき 45リットル 150円 30リットル 50円 15リットル 50円 市指定資源ごみ類ごみ袋10 袋分につき150円。ただし、 市長が定める袋分までは無料	焼却ごみ類 プラスチック製容器類 ペットボトル類	市指定ごみ袋 1 袋分につき 1 1 0 円。ただし、市長が定める袋分までは無料
L]		

袋代のみの有料化

一定枚数無料

新制度

焼却 ごみ袋

【量容】 45L 30L 15L

【手数料】

10枚150円

10枚100円

10枚 50円

現行制度

焼却 ごみ袋

製容器袋

【容量】

40L



【手数料】

1世帯につき、 年間135枚 まで無料

【手数料】

1世帯につき、年間 40枚まで無料

【容量】 プラス チック

60_L



は超過した場合.

1枚110円 で購入

ペット ボトル袋

60L

【容量】



資源 ごみ袋

(プラスチック 製容器・ ペットボトル) 【容量】

60L

超過した場合、

10枚150円で 購入

上記、金額は税込

上記、金額は税込

事業系ごみ処理手数料の改正について

更なるごみの減量化・資源化を促進するため、第3次草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の 重点施策に掲げる、事業系ごみ処理手数料の見直しを行います。

改正内容 事業系ごみ処理手数料を「170円/10kg」から「210円/10kg」に引き上げます。

上記、金額は税込

近隣市の状況	大津市	守山市	栗東市	野洲市
一般廃棄物処分手数料 10kg あたり	198 円	210 円	210 円	230 円

草津市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

令和5年4月1日施行

新				旧				
別表				5	別表			
区分 手数料				区分		処分単価		
	1回の搬入量 が200キロ グラム以上の とき。		210円			1回の搬入量 が200キロ グラム以上の とき。	10キログラム当たり	170円

令和4年 12月

手数料条例

令和5年 1月~ ・新制度の説明

(廃棄物減量等推進審議会、ごみ問題を考える草津市民会議、 各まちづくり協議会への報告)

・広報くさつ、ごみジャーナル等による周知

令和5年 3月

令和5年度当初予算

令和5年 10月~

新指定ごみ袋制度の開始